

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、障害年金診断書の提出期限を1年間延長します

- ▶ **令和2年2月末から令和3年2月末までに提出期限を迎える方について、提出期限をそれぞれ1年間延長します。**
- ▶ **対象期間に該当する方については、延長前の提出期限までに診断書を作成・提出いただく必要はありません。**

診断書提出期限の延長の内容

- ✓ 対象者：令和2年2月末から令和3年2月末までに提出期限を迎える方
 - ✓ 延長後の提出期限：現在の提出期限の1年後
 - ✓ 対象地域：全国（海外に居住する受給権者等も含む）
- ※ なお、延長後の提出期限前に症状が悪化した場合は、増額改定の請求を行うことができます。 * 障害等級3級で65歳以上の方は請求できない場合があります。

既に診断書を提出された方について

対象者のうち、既に診断書を提出いただいた方については、診断書を審査した上で、不利益にならないよう、以下の取扱いとさせていただきます。

- ✓ 障害等級継続または増額改定と判定された場合は、延長前の提出期限の翌月から、判定結果を反映します。
- ✓ 減額改定・支給停止と判定された場合は、現状の支給を継続し、延長後の提出期限時に、再度、診断書を提出いただき、審査・判定を行います。

障害年金の更新期間は1～5年の間で設定されており、更新期間満了（誕生月末日）までに診断書を提出し、障害等級に該当していることが確認されれば、障害年金の受給が継続される仕組みです（永久固定の場合は、診断書の提出は不要です）

お問い合わせは、お近くの年金事務所や年金相談センターまでお願いいたします。

【年金事務所や年金相談センターの所在地】

<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>